

むなかたアカデミッククラブ規約

2025 年 1 月 31 日

第1条 【名称と運営】

当アカデミーの名称は、「むなかたアカデミッククラブ」(以下「当アカデミー」という。)とし、宗像市が主催し、株式会社グローバルアリーナが運営を行う。

第2条 【目的】

当アカデミーは、スポーツ 11 種目 13 教室を通じ、青少年の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

第3条 【活動】

当アカデミーの活動は、スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び福岡県の「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を踏まえたものとする。

- (1) 活動時間については、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度で、平日と休日にそれぞれ週 1 日以上の上の休養日を設ける。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。
- (2) 年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。
- (3) 「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)」に準拠した運営を行う。
- (4) 会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動を行う。

第4条 【活動期間】

当アカデミーの活動期間は、原則として毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第5条 【入会】

宗像市在住の中学生または宗像市内の中学校に通学している生徒で当アカデミーへの入会を希望する者は、当アカデミーの定める申込方法によって入会手続き(会費入金を含む)を行うものとし、当アカデミーが入会を承諾した者を正式に会員(以下「会員」という。)とする。

- (1) 入会には会員の親権者その他の法定代理人(以下「保護者」という。)の同意を必要とする。
- (2) 会員および保護者は、入会申込時点で本規約の内容に拘束されることに同意したものとみなす。
- (3) 保護者は、当アカデミーが第 5 条で定める各種会費を当アカデミーの定める方法で、指定期日までに納めるものとする。

第6条 【会費】

クラブの形態で次のとおりとする。(※令和 7 年度)

- (1) 部活動連携型 1か月 1,500 円(スポーツ安全保険料含む)

男子バスケットボール、女子バスケットボール、サッカーB、卓球、ソフトテニス、
陸上短距離(短距離・長距離)女子ソフトボール、男子バレーボールB、女子バレーボールB、
剣道、柔道

- (2) クラブチーム型 1か月 4,000 円(スポーツ安全保険料含む)

軟式野球、サッカーA、バドミントン、男子バレーボールA、女子バレーボールA

※但し、令和7年4月から8月は 男子バレーボールA、女子バレーボールAについては

1か月 2,000 円(スポーツ安全保険料含む)(9月からは上記金額)

第7条 【会費の支払方法】

会員または保護者などの関係者は前条各項で定める各種会費について、当アカデミーが定める方法にて、

(1)申込時は、事務局確認後5日後までに

(2)翌月以降は、毎月月末までに

納入を行う。ただし、会費の種類、金額、支払期限および支払い方法は、当アカデミーの都合により変更する場合がある。

第8条 【会費の不返納】

当アカデミーへ支払われた各種会費等は、理由の如何を問わず一切返金を行わない。

第9条 【退会】

会員が当アカデミーの退会を希望する場合は、所定の手続きに従って、退会希望月の前月 20 日までに申請するものとし、当アカデミーの承認を得たときに、退会希望月から退会できるものとする。また、2か月連続で会費未納入の場合、自動的に退会となる。なお、退会の申請を行った場合、一切返金しない。

第10条 【除名】

当アカデミーは、下記に該当する会員および保護者などの関係者における会員資格を停止し、除名することができるものとする。

- (1) 第 5 条に定める各種会費、その他の費用の支払いを1か月以上滞納した場合
- (2) 当アカデミーの運営を妨害した場合
- (3) 本規約または本規約に付随する諸規則に違反した場合
- (4) 当アカデミーの名誉または信用を傷つけた場合
- (5) 反社会的勢力の組員、構成員、もしくは関係者であると当アカデミーが認めた場合
- (6) 第 19 条第 1 項と第 2 項のいずれかに違反した場合
- (7) その他前各号に準ずる場合

第11条 【練習中の態度】

会員は、以下の事項を心がけるものとする。

- (1) 練習時間の 5 分前には集合し、欠席や遅刻、早退の場合は事前に当アカデミーに連絡すること。
- (2) 何事にもチャレンジし、一生懸命練習に取り組むこと。
- (3) コーチの指示に従い、積極的に自分から努力をすること。
- (4) 当アカデミーの練習に参加している会員と積極的にコミュニケーションを図ること。

第12条 【練習の中止】

(1) 雨天の場合でも練習を行うが、荒天や国や自治体からの要請(緊急事態宣言や休校等)など会員の安全が確保できず、当アカデミーが危険と判断した場合は練習を中止する。また、中止になった練習日の振替は基本的に行わない。

(2) 雨天等の場合における練習場所は当アカデミーが判断し、練習当日までにアプリにて連絡する。

第13条 【アカデミーへの参加禁止】

当アカデミーは、下記に該当する会員または保護者などの関係者に対して、練習などのアカデミー活動への参加を禁止することができる。

- (1) 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症、もしくは集団感染するおそれのある疾病に罹患している方
- (2) 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症、もしくは集団感染するおそれのある疾病やインフルエンザ等の流行により学級閉鎖、学校閉鎖等の措置に従っている方
- (3) 本規約を遵守しない方
 - ① 反社会的勢力に該当する方
 - ② 第19条第1項および第2項に違反した場合
 - ③ 刺青、ファッションタトゥーを露出した者
 - ④ 酒気を帯びている方
 - ⑤ 当アカデミーが、他の会員、または保護者などの関係者に迷惑をかけると判断した方
 - ⑥ 正当な理由なく、当アカデミーの指導者の指示に従わない方
 - ⑦ 過去に当アカデミーで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または他のラグビースクールやアカデミー等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方
 - ⑧ その他、当アカデミーが都度指定する参加禁止条件に該当する方

第14条 【保険】

- (1) 会員は入会と同時に、当アカデミーが指定する保険に全員加入しなければならないものとする。
- (2) 保険への加入手続きは、当アカデミーが行うものとし、保険料は会員が負担するものとする。なお、保険料は、第6条会費に含まれる。

第15条 【負傷時等の対応と免責】

- (1) 当アカデミーでは事故がないように指導者は万全の注意を払うが、練習またはその他の活動における負傷については、前条規定の保険の適用範囲内とし、それ以外の責任は一切負わないものとする。
- (2) 当アカデミーは会員が活動中に負傷した場合、応急処置を施すことがあり、救急を要する場合は救急搬送を行うことがあるが、会員およびその保護者はこれをあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 当アカデミー内の諸規則や当アカデミーの指導者の指示に従わないことにより発生した事故について、当アカデミーは一切責任を負わないものとする。
- (4) 紛失、盗難等が発生した場合、当アカデミーは一切責任を負わないものとする。

第16条 【アカデミーの終了】

- (1) 当アカデミーは、アカデミーを存続し得ない事情等が生じた場合、公式サイトやアプリなどにおいて、事前に相応な期間を踏まえたうえで会員に告知することにより、自らの判断に基づき、当アカデミーを終了することができるものとする。
- (2) 前項の場合、納入済みの会費は返還しない。
- (3) 会員および保護者などの関係者は、当アカデミーを終了した場合でも、当アカデミーに対し、補償その他の請求、異議申し立てをすることはできない。

第17条 【画像・映像等の使用】

会員および保護者などの関係者は、当アカデミーの活動風景を撮影した写真、画像、映像や会員の個人写真および会員の氏名などの個人情報、当アカデミーや株式会社グローバルアリーナの公式サイトやSNSに掲載され、どなたでも閲覧・シェアできること、また、その他各種広告物や印刷物等に使用・掲載することをあらかじめ承諾するものとする。また、取材に訪れた各種メディアが撮影した写真、画像や映像が各媒体に掲載されることを承諾するものとする。なお、会員および保護者などの関係者ならびに第三者が写真、画像や映像を使用・拡散することにより生じる不利益に関して、当アカデミーや株式会社グローバルアリーナは、一切の責任を負わないこととする。

第18条 【通信費の負担について】

本規約に基づく当アカデミーのサービスを利用するにあたり、発生するスマートフォンやパソコン等のデータ通信費は会員の負担となる。

第19条 【反社会的勢力の排除】

- (1) 会員および保護者などの関係者は、当アカデミーに対して、自己が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、誓約することとする。
 - ① 反社会的勢力でないこと
 - ② 反社会的勢力を利用しないこと
 - ③ 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと
 - ④ 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと
- (2) 会員および保護者などの関係者は、当アカデミーに対して、会員自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを確約することとする。
 - ① 暴力的な要求行為または営業行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為または営業行為
 - ③ 取引に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方および相手方と提携する第三者の信用を棄損し、業務を妨害する行為
 - ⑤ 反社会的勢力に自己の名義を利用させる行為
 - ⑥ 詐術行為
 - ⑦ その他上記各号に準ずる行為
- (3) 会員および保護者などの関係者が、第1項または前項各号のいずれかに違反するときは、当アカデミーは何らの通告催告を要せず、当アカデミーのサービス提供を中止し、当アカデミーから除名させることができる。
- (4) 前項に基づく当アカデミーからの除名手続きは、当アカデミーによる会員および保護者などの関係者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- (5) 第3項に基づき、当アカデミーのサービスの提供を中止し、当アカデミーから除名させた場合、会員および保護者などの関係者は、これらにより生じる損害について、当アカデミーに対し、一切の請求を行わないものとする。

第20条 【個人情報】

- (1) 当アカデミーは会員の個人情報(個人情報保護法第2条に定めるもの)を会員および保護者などの関係者の承諾を得た場合を除いて、会員および保護者などの関係者にサービスを提供する以外の目的で個人を特定した情報として利用しない。
- (2) アカデミー退会後の個人情報は、会員および保護者などの関係者からの申し出があった場合を除き、原則退会後7年間保存し、それ以降は廃棄する。
- (3) 会員および保護者などの関係者は、個人情報に変更が生じた場合には、速やかに当アカデミーに変更箇所をメール等で連絡することとする。
- (4) 当アカデミーは運営にあたり、当アカデミーが指定するアプリ利用のため、株式会社ユーフォリアへ会員の個人情報を提供する。そのため、会員はアプリをダウンロードする際に「アプリ規約」を必ず確認することとする。なお、法令に定める場合、その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、前述の会社以外の第三者(当アカデミーがアカデミーに関する業務を委託するものおよびその再委託先を除く)に対して、会員の個人情報を会員の同意を得ないで提供しないものとする。

第21条 【自転車の運転】

自転車でアカデミッククラブへの往復を行う場合は、「ヘルメット着用」を義務とする。
(道路交通法 第 63 条の 11 第 1 項「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。」)

第22条 【大島または地島在住者の送迎】

大島または地島在住で送迎を希望する参加者に対して、神湊渡船ターミナル⇄活動場所間の送迎を行う。

第23条 【規約の改正】

当アカデミーは、必要に応じて、事前に公式サイトやアプリなどにおいて告知することにより、本規約を随時改正することができるものとする。

第24条 【事務局】

当アカデミーの事務局は、以下に設置する。
住所:福岡県宗像市吉留 46-1 グローバルアリーナ内
電話番号:0940-33-8400
E-Mail:ma@g-arena.com

第25条 【施行】

- (1) 本規約は 2024 年(令和 6 年)2 月 1 日から施行する。
- (2) 本規約は 2025 年(令和 7 年)1 月 31 日に改定・施行する。
- (3) 本規約は 2025 年(令和 7 年)6 月 11 日に改定・施行する。